

## 控訴審第3回期日レポート

190419 弁護士 笹山 尚人

原告団のみなさん、こんにちは。事故から8年が過ぎましたが、今も厳しい生活を続けておられる方も多いことと存じます。みなさん、ご苦労様です。

しかし、東電の人たちにとって、世の中は、「復興」に向かっている、らしいです。そんな実態に反し、かつ不躰な質問がぶつけられた一日でした。でも、原告のみなさんは毅然としていました。今日はそんな、尋問が行われた日でした。控訴審第3回期日。いよいよ、仙台高裁での原告本人尋問がスタートしました！

### 1、午前中は、弁論更新と意見陳述

第3回期日は、11時に開始しました。

原告側からは、準備書面4から7までの4通の準備書面、関連証拠を提出しました。

原告側はこれらの書面の要旨を説明する意見陳述を行いました。

高橋力弁護士が、準備書面5の内容である、責任論の中核となる2002年の「長期評価」の信頼性について述べました。特に、いわき市民訴訟や生業訴訟など、国が被告になっている事件で国は、「長期評価」を根拠に、国に事故の責任があると裁判所に判断されていることを躍起になって反論しています。しかし、この「長期評価」が信の置けるものであることについて、高橋弁護士は具体的に明らかにする弁論をしました。

また、久保木弁護士からは、準備書面6の内容である、「結果回避可能性」について述べました。いくら事故が予想できても事故を回避する手立てがなかったのだということもよく責任回避の言い訳として使われます。しかし、久保木弁護士は、水密化等の対応が可能であったことを明らかにする弁論を行いました。

最後に、米倉弁護士から、準備書面4の内容の説明を行いました。これは、改めて、原告の皆さんの損害である「避難慰謝料」と、「ふるさと喪失慰謝料」について、説明を行うものです。その眼目の1つは、避難指示が解除されても、さらには帰還を果たしてもなお、「故郷の喪失」という被害は解消されないことでした。そのことの理解なしに、適切な損害額の算定は実現できません

これらの弁論は、私たちの立脚点を改めて明確にするものでした。とくに、今回、仙台高裁では担当裁判官のうち一名が交替しました。主任裁判官が転出

して、代わりに別の裁判官が赴任し、主任裁判官は第1回、第2回の期日も担当した杉浦裁判官となりました。裁判所も体制変更があったので、本件の焦点が何か、改めて明らかとなってよかったのではないかと思います。

## 2、午後は尋問－Kさん、Wさんの尋問

午後1時半からは、原告2名の本人尋問です。控訴審としては、尋問が初めての機会であり、尋問内容と東電側の反対尋問、裁判所の反応などが注目されました。

### (1) Kさんの尋問（深井弁護士、山田弁護士、加部弁護士の担当）

Kさん（女性）は、いわき支部でも2016年に尋問を行った原告の方で、浪江町から避難された方です。

今回、Kさんは、前回の尋問後、いわきから埼玉県に転居したこと、浜通り地域に住みたかったが、原発事故によって放射能被害が広く拡散したと考えられることから、福島県外に住むということで転居を余儀なくされたこと、浪江に、浜通りに戻れないということが心の中で大きなストレスとなっていること、そのため様々なことにやる気や意欲がわからない状態となっていること、避難先でも知り合いがおらず、コミュニティがなくなってしまったこと、現地の人たちから心無い言葉（「お金もらっていいね。それは私たちが支払っている税金から支払ってもらっているんだよ」、「福島の人にはわがままだな」といった言葉）を投げつけられて傷ついたこと、などをお話しされました。

Kさんは、事故から8年経っても、平穏な生活は戻ることはなく、むしろ、年月が経つにつれて、戻れない浪江町に対する想いは募っていくこと、津波の被害であればコミュニティの復活はできたはずであるのに、原発事故によって、浪江町の請戸地域には永久に戻れなくなってしまったことを、繰り返し述べておられました。

東電の主張する「すでに避難は終了し、平穏な生活を取り戻していること」、「故郷を失ったのは、津波によるものであること」という意見に、見事に反論しておりました。

### (2) Wさんの尋問（広田弁護士、鳥飼弁護士の担当）

Wさん（女性）は、富岡町から避難された方で、いわき支部では原告であるお父さんが尋問に出廷された方です。Wさん本人は、尋問をされるのが初めてということになります。

Wさんは以下のようなことをお話しされました。

避難元の地区では、64世帯あったところ、現在、完全に避難から戻った世帯は2世帯に過ぎないこと、元の地区には子どもがいないこと。富岡に帰ることに高い意欲を持って証言されたお父さんが、現在ご病気のため帰還は困難な状態になっていること、そしてお父さんが、「自分の人生は終わった」と言っていることがとてもつらいこと。お母さんは、毎週のように帰郷し、ときには車に布団を敷いて泊まってくる。自分も帰郷の意思は強いが、放射線被害があるかもしれない土地に子どもを連れて帰ることはできないこと。ふるさとは地域の活動にも熱心に取り組み、家業も盛り立てていた家族が、バラバラの状態になってしまい、心が一つにならないためとてもつらい思いをしていること。

この心の喪失感について、Wさんが、「心の体力」と表現し、それが疲弊し、失われていくという説明は、大変説得的なものでした。そして、「一家団欒というのは、あの土地に住んでいて、同じように心を合わせているからこそできたこと。今はそれが失われてしまった。」という言葉が胸に響きました。

### (3) 東電の反対尋問－ハコモノによる「復興」

これに対し、東電代理人から行われた反対尋問で、Kさん、Wさんに共通していたのは、インフラ、病院や公的施設、商店などが整備されるようになってきて、元の地域は、「復興」を遂げつつあるよね、という確認でした。

これに対しては、Kさんの、「復興？復興ですか。浪江では、帰還困難区域が残っています。山の除染は行なわれましたか？一步一步復興している、私にはそんな認識はありません。」という言葉が、すべてを表しているように思いました。

### (4) 裁判所からの補充尋問は特になし

裁判官から、Kさん、Wさんに対して、特に補充的な質問が行われることはありませんでした。

2人の尋問が終了後、法廷は閉廷し、進行協議を行うこととなりました。

## 4、進行協議－今後のスケジュールの具体化が図られる

進行協議では、次回5月20日に原告4名の尋問を行うこと、6月13日には現地進行協議という形で裁判官たちが浜通り地域を見聞すること、7月13日及び7月29日、9月5日までに原告の本人尋問が行われること、11月12日に結審し、年度内判決というスケジュールの確認と、その具体化のための議論が行われました。

裁判所から提起があったのは、裁判所も最大の争点であるふるさと喪失慰謝料についての判断を行うために、学者を交えた形での討議を行いたいということでした。

原告側からは、環境経済学者で一橋大学教授の寺西俊一先生を証人として尋問する、あるいは進行協議でのディスカッションに参加していただく、ということによって要請をしていました。裁判所の提起は、これに応えた形です。

これに対しては、被告東電側が激しく抵抗し、専門家証人の尋問といったことを行うのであれば、東電側も専門家証人を用意する、その準備を考えると、現在の裁判体での判決は難しいことになる、との意見が表明されました。

この東電側の発言には、裁判所が不快感をあらわにし、「事故からもう8年も経っているんですよ！」という厳しい発言がなされました。それを契機に、7月29日、あるいは9月5日に、何らかの形で専門家証人に関する手続きを行うという方向性が定められました。

## 5、感想

裁判所は、本件の原告の皆さんの被害にきちんと向き合おうとする姿勢を示した一日だったと思いました。

それも、これまでの弁護団の力作とあって良い主張書面の数々と、Kさん、Wさんのリアルな被害の立証があつてこそです。

担当されたみなさん、ご苦労様でした！

次回は、4名の原告本人尋問となります。

ぜひ多くの原告の皆さんのご支援をお願いしたいです。多数、仙台高裁の傍聴に駆け付けてください！よろしく願いいたします。

以 上